

野洲市
一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

『概要版』

令和4年3月

野 洲 市

1. 策定の趣旨

現在の野洲市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、平成 22 年 3 月に策定され、平成 23 年 12 月及び平成 28 年 3 月に一部改定している。

前回の一部改定から 5 年が経過し、その間の平成 28 年 11 月には新野洲クリーンセンターが稼働するとともに、廃棄物処理を取り巻く社会情勢や経済情勢、国等の方針に変化が生まれていることから、これらの変化を勘案したうえで、今回野洲市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しを行った。

環境を巡る情勢としては、平成 27 年 9 月に国連サミットで SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が採択されており、プラスチックごみの不法投棄がもたらすマイクロプラスチックによる海洋汚染や、本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品ロス問題などが取り上げられ、目標の達成に貢献できる施策の展開が求められている。また本市においても、「第 2 次野洲市総合計画」や「第 2 次野洲市環境基本計画」において、ごみの減量化・資源化や廃棄物の発生を抑制し、限りある資源やエネルギーを有効に活用する持続可能な循環型社会の形成を目指しているところである。

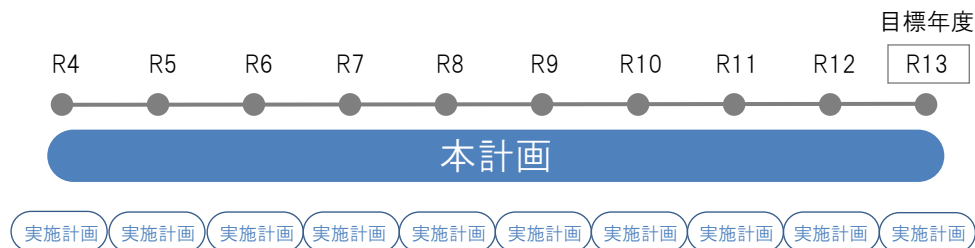
令和 2 年 10 月 26 日には、国の方針として、2050 年までに CO₂ の排出を実質ゼロにする、すなわち「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言された。廃棄物分野においても脱炭素化に向けて取り組みを進める必要がある。

現在本市が抱える廃棄物処理に関する課題の解決のため、また、3R 等の推進により SDGs の目標を達成し、持続可能な循環型社会を形成するため、野洲市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しを実施するものである。

※SDGs：持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称

2015 年の国連サミットにて定められた「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標

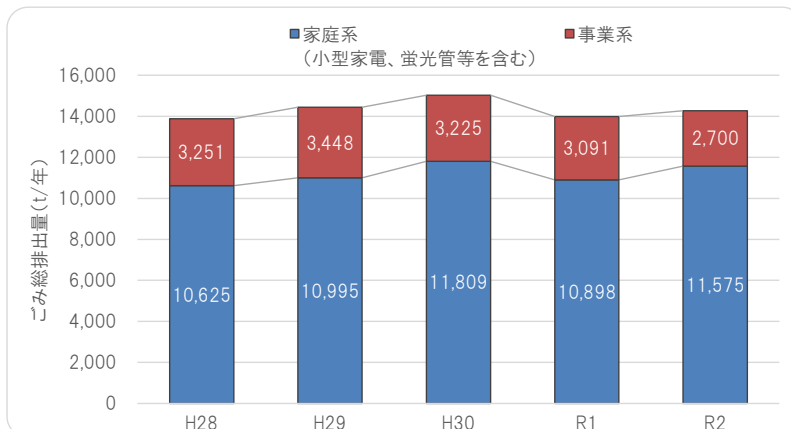
○計画期間



2. ごみ排出量、処理量の現状

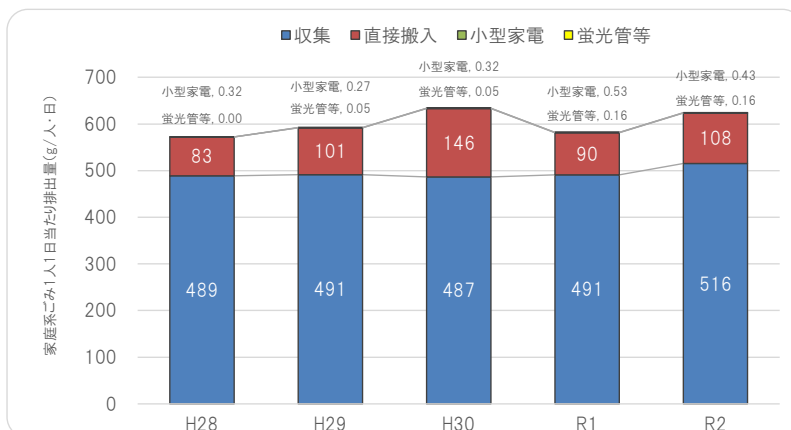
○ごみ排出量

本市におけるごみ排出量の合計は、過去 5 年間で約 4%増加しており、令和 2 年度は 14,275t/年となっている。



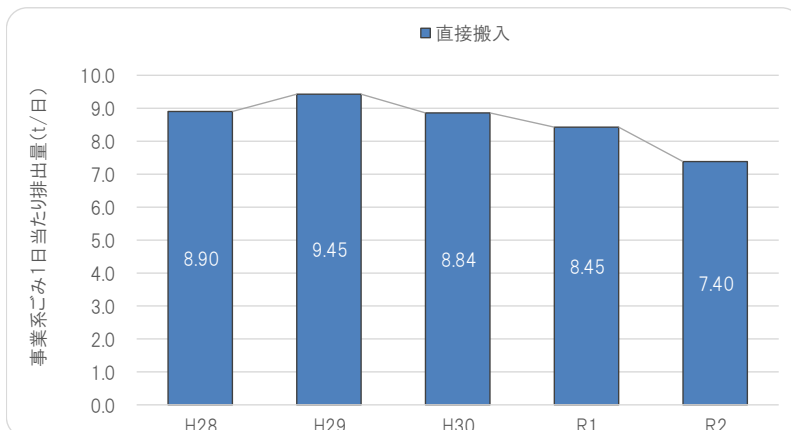
○家庭系ごみの 1 人 1 日当たり排出量

本市における家庭系ごみの 1 人 1 日当たり排出量は、平成 30 年度及び令和 2 年度を除くと横ばいとなっている。一時的な増加の影響を受けていない直近年度である令和元年度は 581.82g/人・日となっている。



○事業系ごみの 1 日当たり排出量

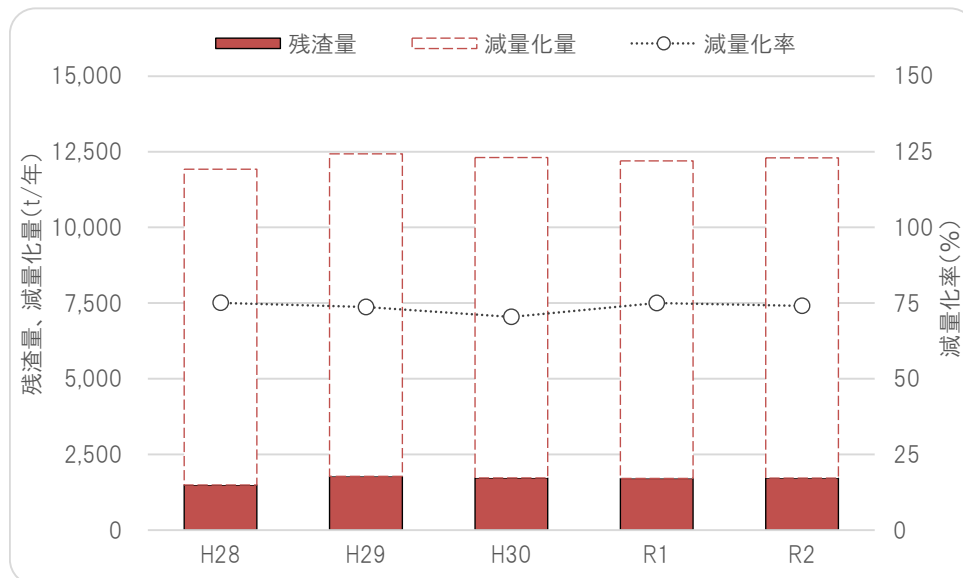
本市における事業系ごみの 1 日当たり排出量は、令和 2 年度で 7.40t/日となっている。



○焼却処理量

野洲クリーンセンターにおける中間処理量は、過去 5 年間に於いて増減を繰り返しており、令和 2 年度は 12,300t/年となっている。

また、減量化率は過去 5 年間で 70.4～75.2%となっている。

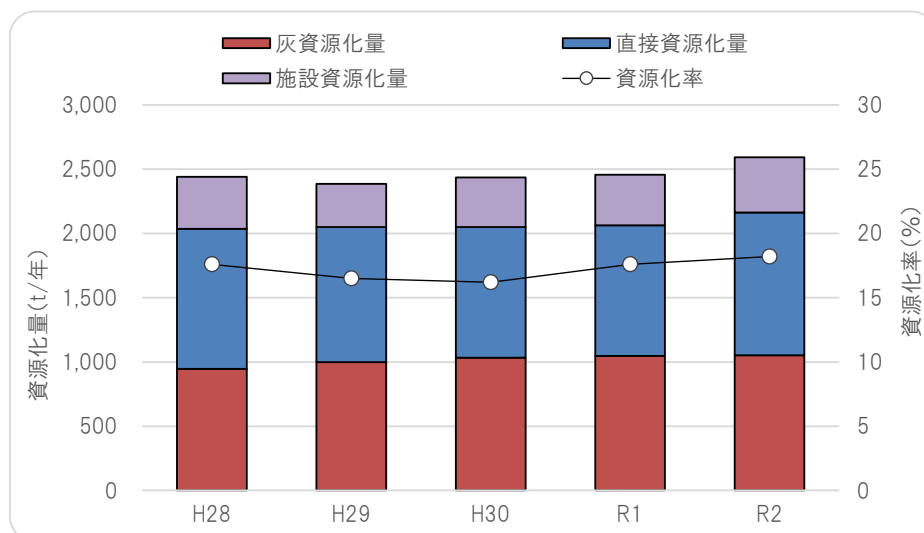


※減量化量=中間処理量-残渣発生量

※減量化率=減量化量÷ごみ総排出量

○資源化量

本市における資源化量は、過去 5 年間でやや増加しており、令和 2 年度は 2,593t/年となっている。資源化率もそれに伴いやや増加しており、令和 2 年度では 18.2%となっている。

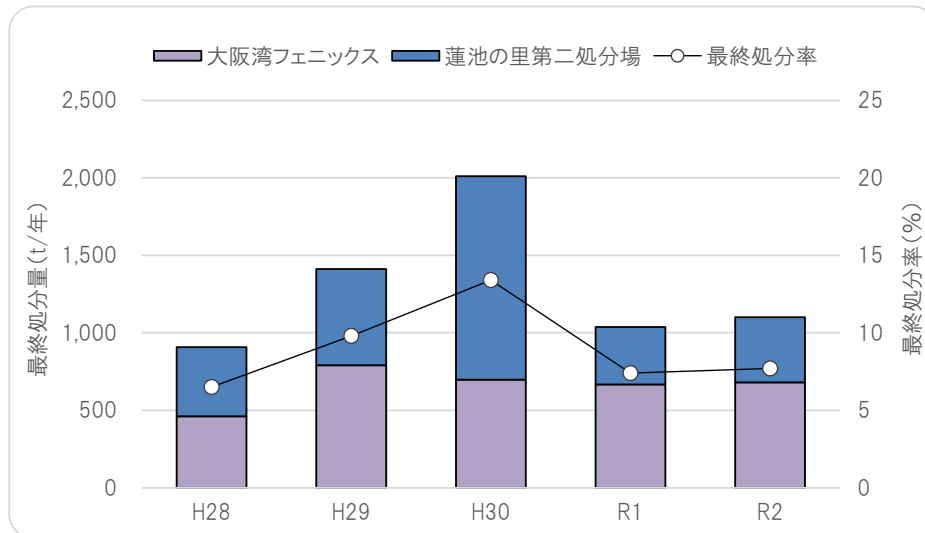


※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、年度途中で古布類の資源回収を中断している

※資源化率=資源化量／ごみ総排出量

○最終処分量

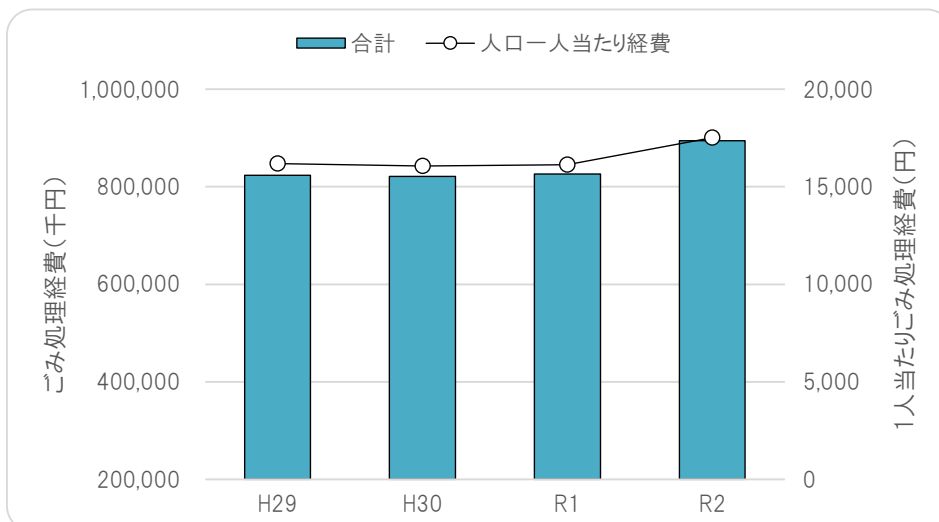
本市における最終処分量は、平成 30 年度まで増加している。特に平成 30 年度は災害等により、一時的に最終処分量が増加している。令和元年度以降は横ばいで推移しており、令和 2 年度は 1,100t/年となっている。最終処分率もそれに伴い変動し、令和 2 年度は 7.7% となっている。



※最終処分率=最終処分量/ごみ総排出量

○ごみ処理コスト

令和 2 年度のごみ処理コスト合計は 8 億 9,494 万円となっている。これを市民 1 人あたりに換算すると 17,526 円/人となる。



3. 資源化、減量化のための施策等

○啓発活動

本市では、環境イベントの開催を市の広報紙やホームページに掲載し、積極的な参加を呼びかけている。

○生ごみ処理容器等補助金

本市では、市内の各家庭から排出される生ごみの減量、堆肥として資源化をはかるため、生ごみ処理容器等の購入に対し補助を行っている。

○小型家電リサイクル

資源を大切にする取り組みとして、携帯電話等に含まれる希少金属を資源として再利用するため、無償での回収実施をごみカレンダーに掲載している。

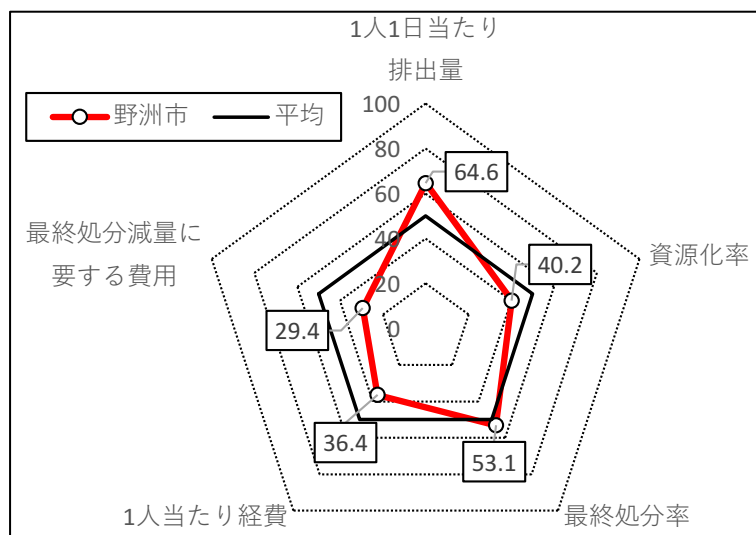
○水銀廃製品の回収

水銀汚染を防止する取り組みとして、本市では市内に7ヶ所の回収ポストを設置しており、ここで回収された水銀廃製品は専門業者により、部材に応じた再利用が行われている。

4. ごみ処理システム分析

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（環境省）に基づき、本市のごみ処理システムを評価した。

「人口一人一日当たりごみ総排出量」「廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)」が類似市町村と比較してやや平均を上回る偏差値を示しているが、その他の項目については平均を下回っている。



※比較対象：産業構造等の似通った全国の類似自治体

※環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて評価を行った。

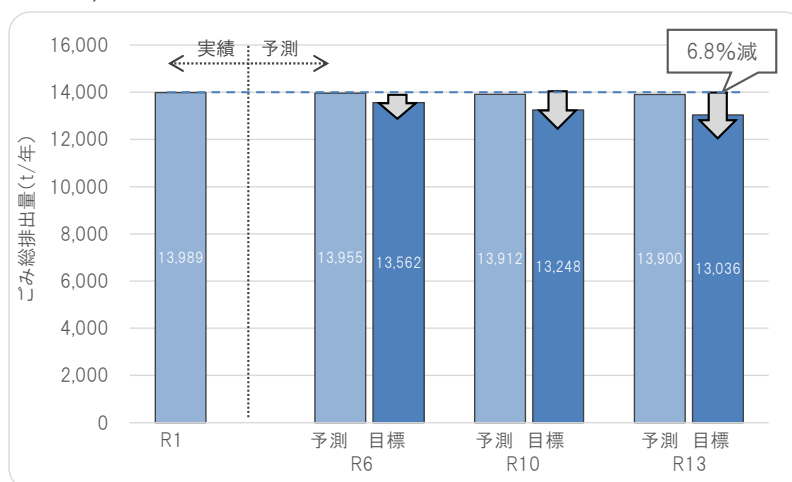
5. ごみ排出量及び処理・処分量の目標

本計画では、以下のとおり目標を定める。

項目	実績	目標
基準年度		令和元年度
目標年度	令和元年度	令和13年度
①ごみ総排出量	13,989t	6.8%以上削減
②1人1日平均排出量	746.85g/人・日	5.0%以上削減
③資源化率	17.6%	21%以上
④1人1日最終処分量	55.4g	17.5%以上削減

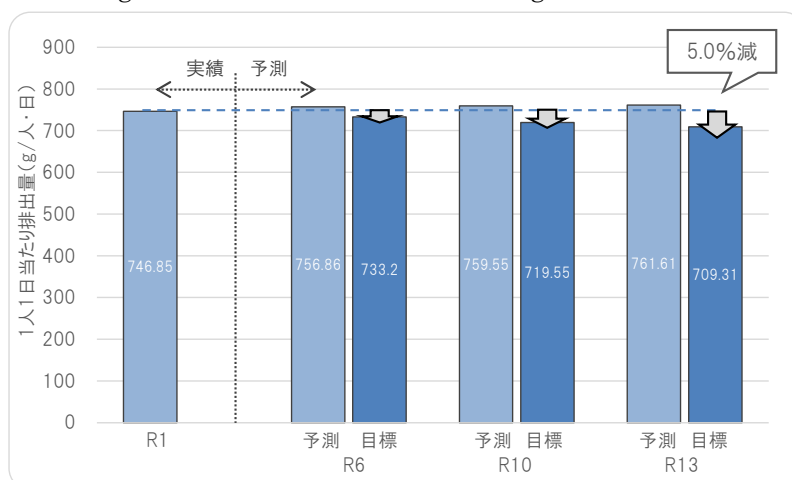
① ごみ総排出量の目標

目標達成時のごみの総排出量は、令和6年度に13,562t/年、令和10年度に13,248t/年、令和13年度に13,036t/年となる。



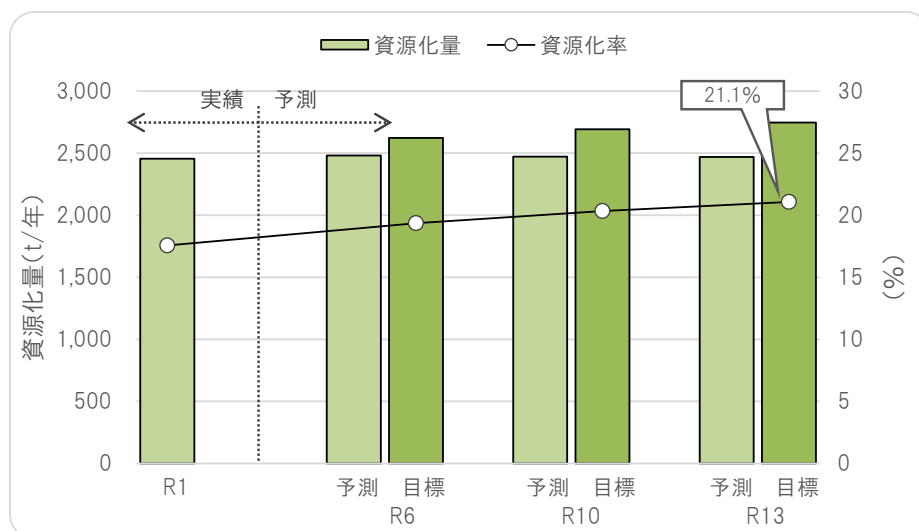
② 1人1日当たりごみ総排出量の目標

目標達成時の1人1日当たりごみの平均排出量は、令和6年度に733.22g/人・日、令和10年度に719.58g/人・日、令和13年度に709.31g/人・日となる。



③資源化量の目標

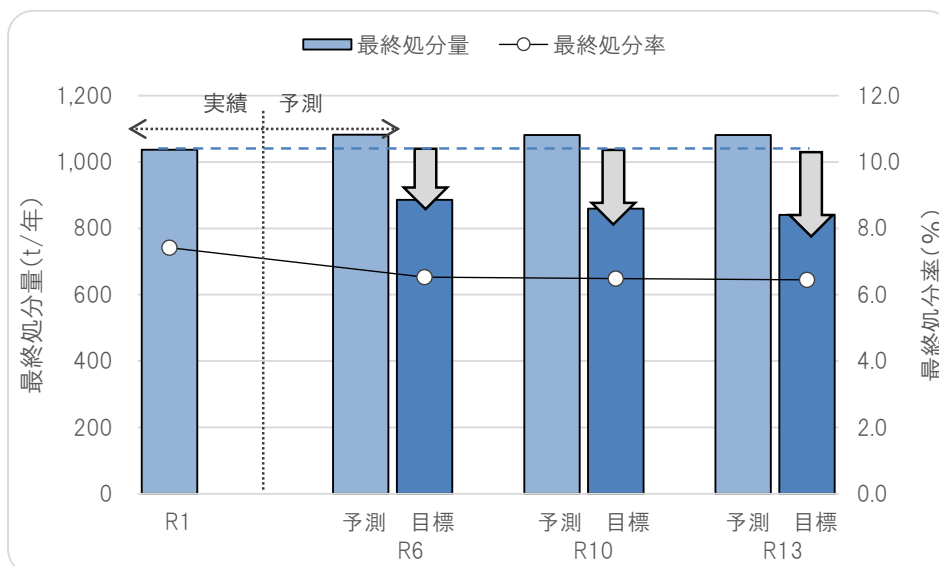
目標達成時の資源化量は、令和6年度に2,625t/年、令和10年度に2,693t/年、令和13年度に2,748t/年となる。また、資源化率は、令和6年度に19.4%、令和10年度に20.3%、令和13年度に21.1%となる。



④最終処分量の目標

目標達成時の最終処分量は、令和6年度に886t/年、令和10年度に859t/年、令和13年度に840t/年となる。

最終処分率は、令和6年度に6.5%、令和10年度に6.5%、令和13年度に6.4%となる。



6. ごみ処理の基本方針

○基本理念

本市の最上位計画である「第2次野洲市総合計画」では、めざすべき都市像として「多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち」を掲げており、その将来像を実現するために、5つの基本方針を定めている。

その中で、ごみの減量化、資源化の取り組みを推進し、廃棄物の発生を抑制することで、限りある資源やエネルギーを有効に活用する持続可能な循環型社会の形成をめざすこととしている。

また、「第四次循環型社会形成推進基本計画」の基本的方向として「質にも着目した循環型社会の形成」が示されている。

これらを踏まえ、循環型社会を確立するため、以下を基本理念とする。

市民参加による環境負荷の低減を図る仕組みの構築と
3Rの実践により、持続可能な循環型社会を構築する。

○基本方針

本計画においては、基本理念の実現に向けた基本方針を次のとおり定める。

①市民・事業者・行政の協働による3Rの推進

3Rを基本に、ごみの排出量を低減するため、ごみの排出抑制を最優先として環境への負荷の少ない生活スタイルを構築する。市民、事業者、行政がそれぞれの実態や状況を把握し、協働による3Rの啓発及び実践を図る。

②安定かつ効率的なごみ処理システムの構築

公共性確保と住民サービスの水準を保持しながら、効率的・経済的なごみ処理体系の確立、ごみ処理施設の整備・運営を図る。

また、市民と行政が協働できる制度及び施設を検討、整備する。

③地球温暖化防止に向けたごみ処理施策の実現

ごみの発生そのものを少なくする仕組みを構築するとともに、限りある資源やエネルギーを有効活用することで温室効果ガス削減を図り、環境への負荷低減を目指す。

7. ごみの発生・排出抑制のための方策

○市民における方策

①3R 活動・環境に配慮した消費行動（環境にやさしい買い物）の実践



- ・3Rに取り組み、ごみの減量・資源化を図る。
- ・マイバッグの持参や環境配慮型商品の購入等、環境にやさしい買い物を実践する。
- ・プラスチック使用製品については、できる限り使用を避け、使用せざるを得ない場合は、より薄く軽い商品を選択する。

②ごみを出さない生活スタイルへの転換



- ・ごみをなるべく出さないように実践をする。
- ・生ごみは水切りを徹底し、生ごみ処理機の利用により減量・資源化を行う。
- ・廃棄しなければならない食品を減らし、ごみを出さないように実践する。
- ・調理の際は皮や芯、茎も利用し無駄がでない調理方法を実践する。
- ・庭木の剪定などで出た草木類は十分に乾燥させてから廃棄する。
- ・「食べきりやす 3010 運動」を励行し、食べ残しの発生を防ぐ。

③ごみの分別・資源回収等への協力



- ・ごみの分別を徹底し、資源化を推進する。
- ・ごみ出しのマナーを大切にし、適正なごみの排出を実践する。
- ・家電リサイクル法対象品については、決められた排出方法を遵守する。
- ・小型家電を廃棄するときは、小型家電リサイクルの取り組みを利用する。

④市民団体への協力



- ・環境基本計画推進会議「水と緑・安心の野洲」（愛称：えこっち・やす）に積極的に参加する。

⑤不法投棄防止等への協力



- ・ごみのポイ捨て、廃家電等の不法投棄は絶対にしない。
- ・所有地を適正に管理し、不法投棄が行われないようにする。

○事業者における方策

①拡大生産者責任の徹底



- ・製品等の製造や流通、消費の段階において、ごみの発生が少なく、リサイクルしやすい製品の設計・開発に努める。
- ・流通・販売事業者は、消費者の3R活動を推進する。

②環境にやさしい製品やサービスの提供



- ・流通・販売事業者は、ごみの減量やリサイクルに効果的な製品、再生品を積極的に取り扱う。また、環境にやさしいサービスの提供を行う。

③事業活動における3Rの実践



- ・事業活動における3Rに取り組む。また、ごみの減量を図る。

④新しいリサイクルシステムの構築



- ・ごみの減量・資源化に取り組み、より効率的なリサイクルシステムの構築を行う。

⑤廃棄物処理法や各種リサイクル法の理解



- ・廃棄物処理法や個別リサイクル法（容器包装、家電、食品など）を遵守する。

○行政における方策

①3R 活動や廃棄物・リサイクル関係制度の普及啓発



- ・使い捨て型ライフスタイルの見直しや、3R 活動の推進について啓発を行う。
- ・市民に対し幅広く環境教育・環境学習の充実を図り、3R の普及啓発を行う。
- ・広報等により、ごみを増やさないための取り組みを周知し、推進する。
- ・より一層の 2R の取組強化及びリサイクルを推進していく。
- ・個別リサイクル法について、適正処理・資源の循環利用を推進する。
- ・生ごみ処理容器等補助金について更なる周知を行う。
- ・プラスチック使用製品の排出抑制につながる行動について市民に啓発を行うと共に、事業者に対して環境に配慮したプラスチック使用製品の製造を促す。
- ・「食べきりやす 3010 運動」の普及啓発資材の作成を検討する。

②分別収集の徹底、ごみ収集・処理やリサイクルの効率化



- ・ごみカレンダーの周知徹底とあわせて、「分別名人」の活用などを改めて周知する。
- ・小型家電リサイクルについて、今後の本市の状況にあわせた回収方法を検討する。
- ・ごみ処理システムの更なる効率化を図る。
- ・雑がみ等ごみの種類を重点的に分別徹底の周知を図る。
- ・野洲クリーンセンターには「リユースステーション」の機能を備える。
- ・事業者に対し、適正処理とあわせて、リサイクルの重要性を周知する。
- ・高齢者にとって排出が難しい粗大ごみの収集システムについて検討する。
- ・紙おむつのリサイクル方法等について調査する。
- ・ごみ処理手数料については、適正な価格を設定する。
- ・市民がごみの削減等の情報を手に入れやすい状況の整備を検討する。

③不法投棄対策



- ・不法投棄物を発見した際は現場の保存に努め、犯人の特定に努める。
- ・悪質な不法投棄に関しては、市のホームページでの公開を検討する。

④廃棄物適正処理の推進、最終処分場の適正管理

- ・本市では、可燃ごみ等については野洲クリーンセンターで、資源ごみ等については委託により処理を行っており、今後も適正処理を継続して行う。また、蓮池の里第二処分場の適正管理を継続する。

⑤グリーン購入の推進、地域循環圏の構築

- ・庁用品に再生品を積極的に使用する。また、民間の事業所や団体においてもグリーン購入が普及するよう啓発に努める。